

資料 1

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行			改正案		
別表(第3条関係) 1 教育振興部			別表(第3条関係) 1 教育振興部		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関する事。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関する事。 (3) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事。 (4) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事。 (5) 事務局職員の任免その他人事に関する事。 (6) 証書及び公印の保管及び文書事務に関する事。 (7) 儀式及び賞罰に関する事。 (8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 (9) 関係機関との連絡調整に関する事。 (10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関する事。 (11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関する事。 (12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関する事。 (13) 通学路の安全対策に関する事。 (14) その他学校施設に関する事。 (15) 教育行政に関する相談に関する事。 (16) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事。	教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関する事。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関する事。 (3) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事。 (4) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事。 (5) 事務局職員の任免その他人事に関する事。 (6) 証書及び公印の保管及び文書事務に関する事。 (7) 儀式及び賞罰に関する事。 (8) 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 (9) 関係機関との連絡調整に関する事。 (10) 学校施設の建設計画及び安全対策に関する事。 (11) 学校施設の設置、変更及び廃止に関する事。 (12) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関する事。 (13) 通学路の安全対策に関する事。 (14) その他学校施設に関する事。 (15) 教育行政に関する相談に関する事。 (16) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (17) 総合教育会議に関する事。 (18) 事務局、部及び課の庶務に関する事。 (19) 部内の他課の所管に属さない事。 			<ul style="list-style-type: none"> (17) 総合教育会議に関する事。 (18) 事務局、部及び課の庶務に関する事。 (19) 部内の他課の所管に属さない事。
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学齡児童及び生徒の就学及び出席の督励並びに就学の猶予及び免除に関する事。 (2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関する事。 (3) 教職員の任免その他人事に関する事。 (4) 学級編制に関する事。 (5) 教科書の給付に関する事。 (6) 学校の管理運営に関する事。 (7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関する事。 (8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (9) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関する事。 (10) その他学校教育に関する事(教育指導課の所管に属するものを除く。) 		学務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学齡児童及び生徒の就学及び出席の督励並びに就学の猶予及び免除に関する事。 (2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関する事。 (3) 教職員の任免その他人事に関する事。 (4) 学級編制に関する事。 (5) 教科書の給付に関する事。 (6) 学校の管理運営に関する事。 (7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関する事。 (8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (9) 災害共済給付、学校災害賠償補償保険等に関する事。 (10) その他学校教育に関する事(教育指導課の所管に属するものを除く。)
教育指導課	指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の研究、指導及び助言に関する事。 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関する事。 (3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関する事。 (4) 就学指導に関する事。 (5) 就学指導委員会に関する事。 (6) 青少年相談に関する事。 (7) 教育相談に関する事。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関する事。 	教育指導課	指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の研究、指導及び助言に関する事。 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関する事。 (3) 教育課程、学習指導及び生徒指導に関する事。 (4) 就学指導に関する事。 (5) 就学指導委員会に関する事。 (6) 青少年相談に関する事。 (7) 教育相談に関する事。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関する事。 (9) いじめ問題対策連絡協議会に関する事。

		<p>(9) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。</p> <p>(10) 教育研究資料の編集等に関すること。</p> <p>(11) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(12) 公立学校職員共済組合に関すること。</p> <p>(13) その他学校教育指導に関すること。</p>			<p>と。</p> <p>(10) いじめ防止等対策審議会に関すること。</p> <p>と。</p> <p>(11) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。</p> <p>(12) 教育研究資料の編集等に関すること。</p> <p>(13) 教職員の研修に関すること。</p> <p>(14) 公立学校職員共済組合に関すること。</p> <p>(15) その他学校教育指導に関すること。</p>
学校給食センター	給食係	<p>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</p> <p>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</p> <p>(4) 給食材料の購入計画に関すること。</p> <p>(5) 給食材料の検査及び保管に関すること。</p> <p>(6) 調理の指導に関すること。</p> <p>(7) 学校給食センターの管理運営に関すること。</p> <p>(8) その他学校給食に関すること。</p>	学校給食センター	給食係	<p>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</p> <p>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</p> <p>(4) 給食材料の購入計画に関すること。</p> <p>(5) 給食材料の検査及び保管に関すること。</p> <p>(6) 調理の指導に関すること。</p> <p>(7) 学校給食センターの管理運営に関すること。</p> <p>(8) その他学校給食に関すること。</p>
こども課	庶務係	<p>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第 号)第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>イ 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>ウ 少子化対策に関すること。</p> <p>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>オ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p> <p>カ 児童手当法(昭和46年法律第73号)に</p>	こども課	庶務係	<p>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第 号)第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>イ 子ども・子育て会議に関すること。</p> <p>ウ 少子化対策に関すること。</p> <p>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>オ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p> <p>カ 児童手当法(昭和46年法律第73号)に</p>

	<p>よる児童手当の支給に関すること。</p> <p>キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ケ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。</p> <p>コ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。</p>		<p>よる児童手当の支給に関すること。</p> <p>キ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ケ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。</p> <p>コ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による援護、育成及び更生の措置に関すること。</p>
保育幼稚園係	<p>(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。</p> <p>(4) 園児の定数及び入退園事務に関すること。</p> <p>(5) 財産の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(7) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(8) 教職員、園児の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(10) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。 イ 施設型給付費及び地域型保育給付費</p>	保育幼稚園係	<p>(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。</p> <p>(2) 運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。</p> <p>(4) 園児の定数及び入退園事務に関すること。</p> <p>(5) 財産の維持管理に関すること。</p> <p>(6) 施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(7) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(8) 教職員、園児の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(10) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。 イ 施設型給付費及び地域型保育給付費</p>

		<p>に関すること。</p> <p>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</p> <p>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>オ 市立の保育所及び幼稚園の運営に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>キ 私立幼稚園就園奨励費その他私立幼稚園に関すること。</p> <p>ク 市立の保育所及び幼稚園職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>ケ 保育所運営委員会に関すること。</p>			<p>に関すること。</p> <p>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</p> <p>エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>オ 市立の保育所及び幼稚園の運営に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>キ 私立幼稚園就園奨励費その他私立幼稚園に関すること。</p> <p>ク 市立の保育所及び幼稚園職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>ケ 保育所運営委員会に関すること。</p>
	学童係	<p>(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(2) 放課後子ども教室に関すること。</p>	学童係	<p>(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。</p> <p>(2) 放課後子ども教室に関すること。</p>	
子育て支援総合センター	支援係	<p>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 地域子育て支援拠点事業に関すること。</p> <p>ウ ファミリー・サポート業務に関すること。</p> <p>エ 子育て短期支援事業に関すること。</p> <p>オ その他子育て支援に関すること。</p> <p>カ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。</p>	子育て支援総合センター	支援係	<p>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 地域子育て支援拠点事業に関すること。</p> <p>ウ ファミリー・サポート業務に関すること。</p> <p>エ 子育て短期支援事業に関すること。</p> <p>オ その他子育て支援に関すること。</p> <p>カ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関すること。</p>
こどもサポートセンター		<p>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 家庭児童相談室に関すること。</p> <p>イ 養育支援訪問事業に関すること。</p> <p>ウ その他児童虐待に関すること。</p> <p>エ こどもサポートセンターの管理及び</p>	こどもサポートセンター		<p>(1) 生駒市児童福祉事務補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 家庭児童相談室に関すること。</p> <p>イ 養育支援訪問事業に関すること。</p> <p>ウ その他児童虐待に関すること。</p> <p>エ こどもサポートセンターの管理及び</p>

		運営に関すること。				運営に関すること。
2	生涯学習部	略		2	生涯学習部	略